

# 全国司法書士女性会FAX通信288号 (2015年8月号)

発行責任者 会 長 大 城 節 子

事務局 〒579 - 8036大阪府東大阪市鷹殿町 1 - 7

司法書士法人東大阪前川滝川事務所内

Tel 072-981-5281 fax 072-987-3460

e-mail joseikai@aoitakigawa.com

<http://shihosyoshi-joseikai.com/>

全国司法書士女性会岡山研修会を開催しました

岡山支部 新 田 祐 子

8月1日土曜日、岡山県司法書士会館で全国女性司法書士会の研修会を開催しました。当日は、花火大会とうらじゃ祭りというお祭り真っ只中にも関わらず、子供連れもOKの研修会に約30名(子供含む)が出席していただき、大盛況でした！

第一部は弁護士中野希美先生による「離婚相談実務の基礎」、第二部はセラピストの佐々木彩乃さんによる「女性司法書士のためのリラックスヨガ講座」というプログラムでした。第一部は男女問わず受講可、第二部は女性限定で受講可の、珍しい試みでした。

小さな子供のいる司法書士にとっては、研修に出ることもなかなか難しいという声を聞きました。女性会スタッフと一緒に子供を見ながら、ヨガで楽しく交流できるという研修は女性会ならではの企画だったと思います。子供たちが、最後までおりこうさんにしてくれていたことが、とても印象に残った研修会となりました。ご出席いただいた皆様、ご協力いただいた皆様、本当にありがとうございました。

この研修会のレジュメを講師の中野希美先生のご了解を得て別添させていただきました。

又、三宅理事による感想文と合わせて読んでいただくと、よりわかりやすいと存じます。ぜひご参考にしてください。

又、全国司法書士女性会では、今回のような親子参加型の研修会を行う予定

です。

お子さんを一人でお留守番をさせられない 預ける人がいないという理由で、様々な研修に参加できないという、優秀な司法書士のみなさんは多いことと思います。

会場には少し遠いかな と思われる方も、ちょっとした遠足気分で 親子で出かけられることでしょう。

## 「離婚相談実務の基礎」研修会報告

理事 三宅美智子

全国司法書士女性会研修会が平成27年8月1日「離婚相談実務の基礎」と題して、大阪弁護士会の中野希美弁護士を講師にお招きして、岡山県司法書士会館において開催されました。

裁判事務を取り扱う司法書士事務所では、いつの時代においても離婚事件は普遍的な事件である上に、今年10月の日司連総会の懸案事項は司法書士法の改正で、改正の目玉は家事代理権取得であるため、今回の研修は時宣を得たテーマでした。

講師の中野希美弁護士は大阪家庭裁判所で2年間家事調停官を勤められた先生で、協議離婚を中心に講義をされました。

以下は、その報告です。

### 1. はじめに

離婚の相談は、どのようなルートを通って離婚というゴールにたどり着くかを見定め、離婚に至るルートを確認した上で離婚相談におけるチェック項目を検討し、実際の離婚手続（離婚に伴うその他の手続含む）について協議離婚を中心に紹介された。

## 2 . 離婚の流れ

- ( 1 ) 協議離婚が成立するか否かは離婚の他に 親権 養育費 面会交流 財産分与 慰謝料 年金分割等に争いがあるか否かで決まる。
- ( 2 ) 上記 ( 1 ) の ~ に争いがなければ協議離婚が成立し、離婚条件につき公正証書等の作成の要否を検討する。
- ( 3 ) 上記 ( 1 ) の ~ に争いがあれば訴訟になるが、離婚訴訟の場合、調停前置主義がとられている関係で夫婦関係調整調停を申し立て調停が成立すれば調停離婚となり、調停が不成立であれば訴訟へ移行する。

## 3 . 離婚相談におけるチェック項目とその意味

### 婚姻期間・婚姻に至るまでの概要

- ・ 慰謝料算定基礎事案

離婚原因が不貞でも婚姻期間が長い ( 15年以上 ) の場合は200万 ~ 300万円、短い場合は100万 ~ 150万円

- ・ 年金分割の要否の判断要素

- ・ 離婚原因の判断要素 ( 本人の話だけではわからない )

### 家族構成 ( 特に未成年の子の有無・生年月日・就学の有無等 )

- ・ 親権者指定の要否 ( 子が小さい程争われる。争い高い5 ~ 6才、低い17 ~ 18才 )

- ・ 面会交流の必要性の判断要素

- ・ 別居未定の場合の別居の可否の判断要素 ( 子を連れて別居の可能性 )

### 未成年の子がいる場合、主な養育者は誰か

- ・ 親権者の判断要素 ( 小学生以下の子の場合、多少の難点あって

も今までの環境を保持し、中学生以上は子の意思・希望による)

- ・別居の際の同伴の適否(夫が子を連れて別居した場合、妻は子の引渡を求める)

夫婦双方の職業の有無・年収

- ・年金分割の可否
- ・婚姻費用・養育費の算定基礎
- ・共有財産(退職金)の発見

離婚を既に話し合っているか・どちらが希望しているか

- ・協議離婚の可否等手続選択の判断要素

離婚の理由は何か・その証拠の有無

- ・手続選択の判断要素(離婚訴訟まで見据えられるか)
- ・慰謝料の判断要素
- ・立証の可否の判断要素(不貞・暴力の場合立証困難)

別居の有無・時期・子がいる場合の同伴の有無

- ・身体の安全を図る必要性の判断要素
- ・親権取得の可否の判断要素
- ・婚姻費用請求の要否の判断要素(専業主婦・パート)

別居未了の場合の別居の要否・可否

- ・身体の安全を図る必要性の判断要素
- ・親権取得の可否の判断要素
- ・別居後の生活保護受給の要否の判断要素
- ・婚姻費用請求の要否の判断要素

共有財産の有無・内容

- ・財産分与の可否等の判断要素

住宅ローンの有無・債務者/連帯保証人等

・財産分与の際に予想される争点の発見

#### 4 離婚のための手続等

##### (1) 協議離婚(離婚条件は作成もして一括解決)

当事者間に離婚及び離婚条件(慰謝料・親権・養育費・面会交流・財産分与・年金分割)に争いがない場合

##### ア 慰謝料

相場と履行可能性

##### イ 親権・養育費・面会交流(離婚成立し養育費のみ不成立の場合は養育費の審判求める)

養育費相場と履行可能性

面会交流の履行可能性 他機関の利用の要否(裁判所は面会交流は重要と考えている)

##### ウ 財産分与

現住居の維持と住宅ローン問題

##### エ 年金分割

年金分割合意の必要性 婚姻期間に平成20年4月以前を含む年金分割のための情報通知書(原本)の取得(年金事務所で)

##### オ その他

##### (ア) 公正証書作成の要否

将来の差押えの要否・見込みの検討

差押え禁止債権：原則 給与等債権の税金等控除後の金額の3

/ 4

例外 給与等債権が政令で定める限度額(66万円)以上の場合は税金等及び33万

円を控除した残額

養育費の場合は給与等の債権の 1 / 2

強制執行認諾文言

公正証書正本送達証明

年金分割（ただし、公証人認証の私書証書もあり）

- （イ）不動産名義の変更等を伴う場合の登記手続
- （ウ）離婚届不受理届の提出の有無とその取下げ

全国司法書士女性会 総会のご案内は別添のとおりです。

今後の予定

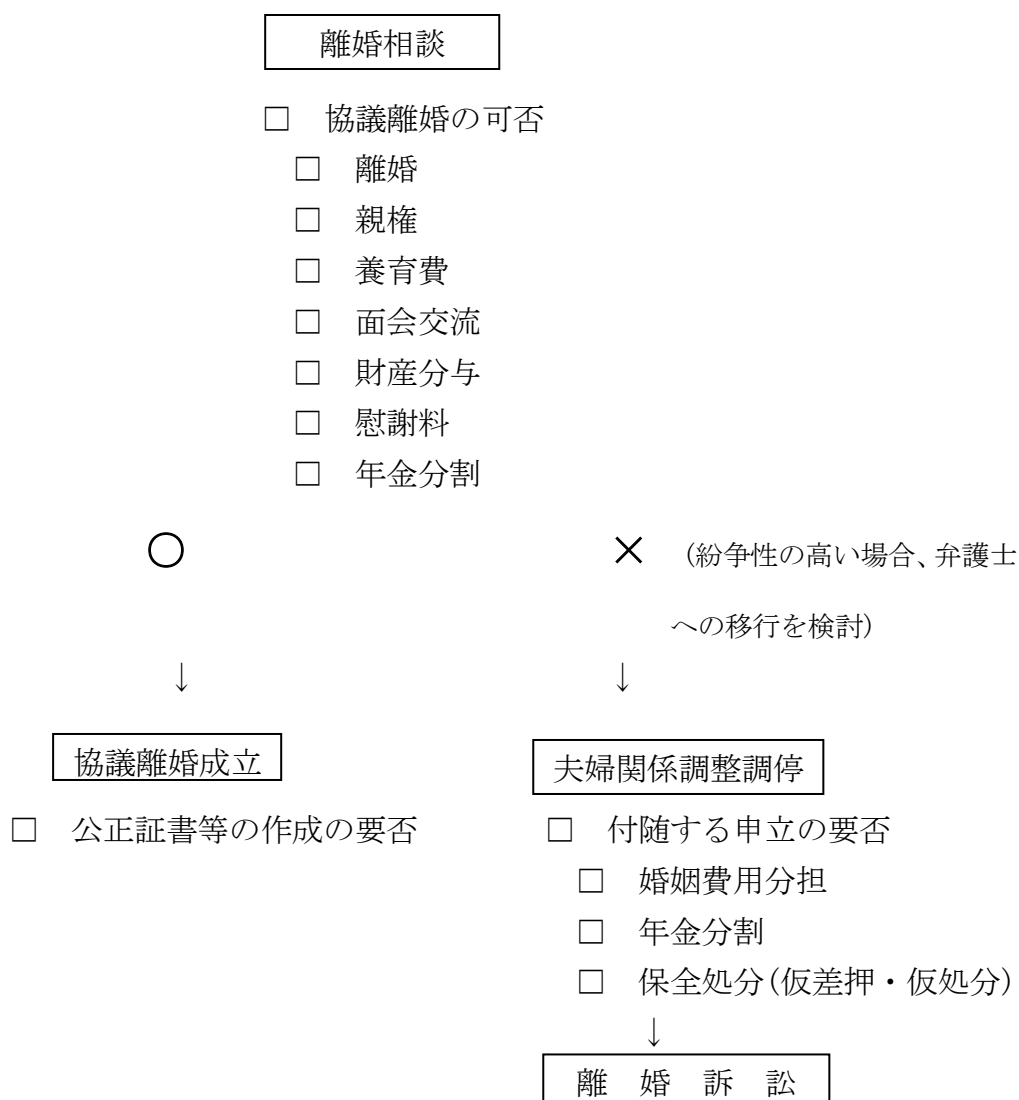
11月28日各士業女性合同研修会を  
大阪弁護士会館にて テーマ「マイナンバー制度」を行います。  
詳細は、後日のFAX通信でお知らせいたします。 乞うご期待です。

## 離婚相談実務の基礎

### 1 はじめに

離婚の相談では、これからどのようなルートを進んで離婚というゴールにたどり着くかをまず見定める必要があります。そこで、本日は、まず離婚に至るルートを確認した上で、離婚相談におけるチェック項目を検討し、その上で、実際の離婚の手続（離婚に伴うその他の手続含む）について、協議離婚を中心に紹介したいと思います。

### 2 離婚の流れ



### 3 離婚相談におけるチェック項目とその意味

- ① 姻時期・婚姻に至るまでの概要  
慰謝料算定の基礎要素  
年金分割の要否の判断要素  
離婚原因の判断要素
- ② 家族構成（特に未成年の子の有無・生年月日・就学の有無等）  
親権者指定の要否→予測される大きな争点の発見  
面会交流の必要性の判断要素  
別居未定の場合の別居の可否の判断要素
- ③ 未成年の子がいる場合、主な養育者は誰か  
親権者の判断要素  
別居の際の同伴の適否
- ④ 夫婦双方の職業の有無・年収  
年金分割の可否  
婚姻費用・養育費の算定基礎  
共有財産（退職金）の発見
- ⑤ 離婚を既に話し合っているか・どちらが希望しているか  
協議離婚の可否等手続選択の判断要素
- ⑥ 離婚の理由は何か・その証拠の有無  
手続選択の判断要素（離婚訴訟まで見据えられるか）  
慰謝料の判断要素  
立証の可否の判断要素
- ⑦ 別居の有無・時期・子がいる場合の同伴の有無  
身体の安全を図る必要性の判断要素  
親権取得の可否の判断要素  
婚姻費用請求の要否の判断要素
- ⑧ 別居未了の場合の別居の要否・可否  
身体の安全を図る必要性の判断要素  
親権取得の可否の判断要素  
別居後の生活保護受給の要否の判断要素  
婚姻費用請求の要否の判断要素
- ⑨ 共有財産の有無・内容  
財産分与の可否等の判断要素
- ⑩ 住宅ローンの有無・債務者／連帯保証人等  
財産分与の際に予想される争点の発見



## 4 離婚のための手続等

### (1) 協議離婚

当事者間に離婚及び離婚条件（慰謝料・親権・養育費・面会交流・財産分与・年金分割）に争いが無い場合

#### ア 慰謝料

相場と履行可能性

#### イ 親権・養育費・面会交流

養育費相場と履行可能性

面会交流の履行可能性→他機関の利用の要否

#### ウ 財産分与

現住居の維持と住宅ローン問題

#### エ 年金分割

年金分割合意の必要性→婚姻期間に平成20年4月以前を含むか？

年金分割のための情報通知書(原本)の取得

#### オ その他

#### (ア) 公正証書作成の要否

##### 将来の差押えの要否・見込みの検討

差押え禁止債権：原則 給与等債権の税金等控除後の金額の3/4

例外 給与等債権が政令で定める限度額（66万円）以上の場合は税金等及び33万円を控除した残額

養育費の場合は給与等の債権の1/2

##### 強制執行認諾文言

##### 公正証書正本送達証明

##### 年金分割（ただし、公証人認証の私書証書もあり）

#### (イ) 不動産名義の変更等を伴う場合の登記手続

#### (ウ) 離婚届不受理届の提出の有無とその取下げ

(2) 裁判離婚

本案前の保全処分(仮差押え・仮処分)

- 管轄：本案審判(又は調停)が係属する家庭(又は高等)裁判所
- 被保全債権等：婚姻費用、養育費、財産分与、子の引渡、監護権

通常の前保全処分(仮差押え・仮処分)

- 管轄：本案訴訟(又は調停)が係属する家庭(又は高等)裁判所又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所在地を管轄する地方裁判所
- 被保全債権：財産分与・慰謝料

↓

夫婦関係調整調停

- 調停前置主義
- 管轄：相手方住所地の家庭裁判所(原則)

↓

離婚訴訟

- 管轄：相手方住所地の家庭裁判所(原則)

(参考—調停申立書式等)

最高裁HP

[http://www.courts.go.jp/saiban/syosiki\\_kazityoutei/index.html](http://www.courts.go.jp/saiban/syosiki_kazityoutei/index.html)

東京家裁HP

<http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/syosiki02/>

養育費・婚姻費用算定表

[http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/youikuhi\\_santei\\_hyou/](http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/youikuhi_santei_hyou/)

以上